

	保を立てることができないから事実上不可能だろうとの返事でした。
	この出来事が山根を刺し殺そうと思った間接動機でした。
	これらの出来事から、私は、ここまで追い詰められた以上、山根を殺して自分も死ぬしかないという気持ちになりました。
	そこで、私は、その翌日の平成15年12月20日、山根を刺し殺すための包丁を持ち出して桜井不動産まで行きましたが、山根を刺し殺す前に刑事さんに止められてしまいました。
	私の今の気持ちとしては、本当に殺害に着手しなかったという悔しさで一杯であり、このように検事さんとお話ししていても、その悔しさで涙が出てきてしまいました。
	包丁を持ち出した状況などについては、また後日お話しします。
6	私としては、これまでの調停や民事訴訟の経験を通じ、そんなところの新米弁護士より知識も経験もあり、殺人、銃刀法違反という犯罪を犯せば重罪だということも分かっていましたが、私は、全てを分かった上で確信して今回の事件を起こしたものであり、確信犯です。
	そして、私は、山根を刺し殺した後は、どこでということはその場の状況にならないと分かりませんでした。自分も死ぬつもりであり、自首するつもりは、ありませんでした。
	なお、私は、正確な長さは知りませんでした。成人男性の人差し指程度よりも刃の長さが長い刃物を持ち歩くことは銃刀法違反になるということは、知識として知っていました。
	今回の件については、殺人予備と銃刀法違反ということで有罪判